

埼玉県立加須げんきプラザ・ネットワーク協議会設置要綱

(設置)

第1条 埼玉県立加須げんきプラザ（以下「加須げんきプラザ」という。）に埼玉県立加須げんきプラザ・ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、加須げんきプラザがその機能を十分に発揮して所期の目的を達成できるよう、運営に係る次の事項について協議するものとする。

- 一 圏域の青少年の健全育成と生涯学習の推進方策に関すること。
- 二 地域社会との連携に関すること。
- 三 業務運営の効率化とサービスの向上に関すること。
- 四 その他必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 協議会の委員は、圏域の関係機関・団体、利用者代表等の中から所長が委嘱する。

- 2 協議会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 4 会長、副会長及び委員の任期は、1年（当該年度）とする。

(会議)

第4条 協議会は、所長が招集する。

- 2 会長は会議の議長となる。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 会長は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第5条 会議は公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(会議録)

第6条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
 - 二 出席及び欠席した委員の氏名
 - 三 検討事項
 - 四 検討の経過
 - 五 その他必要な事項
- 2 会議録には、会長及び会長が指名した2人の委員が署名するものとする。

(事務局)

第7条 協議会の事務局を加須げんきプラザ内に置く。

- 2 協議会における庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。